

**エム・セテック(株)相馬工場内火力発電所新設計画に係る  
環境影響評価準備書に対する知事意見について**

**1 総括的事項について**

- (1) 環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 環境影響評価書作成段階で、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 新たな環境保全措置を講じる場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を、具体的に環境影響評価書に記載すること。
- (4) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。

**2 大気環境について**

本事業に係る車両の運行により、粉じん等の影響が生じる可能性が考えられるので、環境保全措置等について検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

**3 水質について**

排水水が地蔵川に流入することで生じる可能性のある、同河川及びその下流域の水温、窒素濃度等に与える影響について検討し、その結果を環境影響評価書に記載すること。

**4 景観について**

周辺環境に配慮した煙突等の色彩の検討結果を、その理由とともに環境影響評価書に記載すること。

**5 その他**

環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を踏まえるとともに、追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。